

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○ 認証食品の認証（二件）
(食産業振興課)

○ 保安林の指定
(森林整備課)

○ 土地区画整理組合の定款変更の認可
(都市計画課)

○ 土地区画整理事業の換地処分届出
(同)

○ 土地改良区の定款変更の認可
(大河原地方振興事務所)

公 告

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧
(農村振興課)

○ 開発行為に関する工事の完了（五件）
(建築宅地課)

○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
(警察本部会計課)

教 育 委 員 会

○ 教育委員会定例会の開催
(選挙管理委員会)

選 挙 管 理 委 員 会

○ 宮城県海区漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総
数の三分の一の数について

正 誤

○ 宮城県公報第二七四号（平成二十七年十二月四日付け）中

○ 宮城県公報外第五三号（平成二十七年十二月二十四日付け）中

○ 宮城県公報外第五三号（平成二十七年十二月二十四日付け）中

告 示

○ 宮城県告示第二号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認 証 食 品

七 百六十	認証 番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
七 百六十		乾のり？ 焼きのり？	株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店 代表取 締役 佐藤富行	株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店	仙台市泉区北中山四丁目十三 -111

二 認 証 年 月 日

平成二十七年十二月四日

○ 宮城県告示第三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認 証 食 品

二 百二	認証 番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二 百二		仙台牛	株式会社つかさ屋 代表取締役 庄司征 市	株式会社つかさ屋 ピオ店	仙台市泉区寺岡六丁目五-一

二 認 証 年 月 日

平成二十七年十二月二十四日

○ 宮城県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十八年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保 安 林 の 所 在 場 所

石巻市網地浜前田二二四（次の図に示す部分に限る。）

二 指 定 の 目 的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十八年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町吉岡南第二土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年十一月五日

四 変更の内容

役員の数

（変更前）第十条 この組合の役員の数、理事十人、監事三人とする。

（変更後）第十条 この組合の役員の数、理事八人、監事二人とする。

総代の定数

（変更前）第四十五条 総代の定数は、三十六人とし、所有権者である組合員及び借地権者である組合員が、それぞれのうちから各別に選挙する。

（変更後）第四十五条 総代の定数は、四十人とし、所有権者である組合員及び借地権者である組合員が、それぞれのうちから各別に選挙する。

五 変更認可の年月日

平成二十七年十二月二十五日

○宮城県告示第六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十八年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

岩沼市三軒茶屋西土地区画整理事業

二 施行者の名称

岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

三 事務所所在地

岩沼市押分字奥山六十五番地の四

四 換地処分の年月日

平成二十七年十一月三十日

○宮城県告示第七号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年十二月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年一月八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

公 告

○県管広瀬沼地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年一月八日

一 縦覧に供する書類の名称
宮城広瀨沼地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年一月八日から平成二十八年二月八日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十八年二月八日

2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八六一〇八一二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二

電子メールアドレス etisglinks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年一月八日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字星場二百四十七番十二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市大曲字横沼十三番地六
小野寺健二

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年一月八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市上余田字千刈田五十一番一の一部、五十八番一の一部（第一工区）
仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一
大和ハウス工業株式会社
支配人 岡田 恵吾

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年一月八日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
伊具郡丸森町館山字直洲七十二番三、七十二番四、七十三番二、七十五番、七十六番一、七十七番一、八十六番一、八十七番一、八十八番一、百五番一、百六番一、百六番四、百十四番二、百十五番、七十五番地先の道の一部、七十六番一
地先の道の一部
福島県相馬市中村字宇多川町十七番地
株式会社キクチ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年一月八日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市町前三丁目三十一番一、三十二番一、三十三番一
多賀城市八幡三丁目八番二十一号
三橋 嘉男
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年一月八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市箱塚一丁目百四十六番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一
渋谷商事株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 超高感度ビデオカメラ一式の購入 十セット

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十八年三月二十八日まで

4 納入場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部サミット対策課

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十八年一月二十日（水）午後五時までに提出す

ること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二一―七七一、内線二二三四）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十八年一月二十日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年二月三日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十八年二月十八日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年二月十九日（金）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する

消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要

- 8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and Deadline for Submitting Bid Form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters February 18, 2016, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : A Purchase of Ultrahigh-definition Video Camera - 10

3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters February 19, 2016, 10 : 00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2234

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十八年一月八日

宮城県教育委員会

委員長 伊 藤 均

一日 時 平成二十八年一月十四日 午後一時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正につ

いて

第二号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

第三号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一―）

選挙管理委員会

〇宮選管告示第一号

平成二十七年十二月五日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による宮城県海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成二十八年一月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三分の一の数 九八四

正 誤

〇宮城県公報第二七二四号（平成二十七年十二月四日付け）中

ページ

段 行

正

二

下

二

行

正

二

下

八

行

誤

二

下

二

行

誤

二

下

八

行

誤

〇宮城県公報号外第五三三号（平成二十七年十二月二十四日付け）中

ページ	段	行	正	誤
四一	上	後ろか ら一二	地方活力向上地域における県税の特例に関する条例	地方活力向上地域内における県税の特例に関する条例
一	下	一	地方活力向上地域における県税の特例に関する条例	地方活力向上地域内における県税の特例に関する条例